



平成 28 年(ワ)第 12785 号 第 17680 号 第 28219 号 損害賠償等請求事件
原告 部落解放同盟 外247名
被告ら 示現舎合同会社 外2名

2019年(令和元年)10月31日

請求の趣旨拡張申立書

東京地方裁判所民事13部 御中

原告ら代理人弁護士 指 宿 昭 一

同 河 村 健 夫

同 山 本 志 都

同 中 井 雅 人



頭書事件について、原告らは、次のとおり請求の趣旨を拡張する。

第1 請求の拡張

原告片岡明幸（2019年3月18日付「訂正申立書」記載の原告番号15番）、原告藤川正樹（2019年3月18日付「訂正申立書」記載の原告番号32番）、原告西島藤彦（2019年3月18日付「訂正申立書」記載の原告番号248番）に関する各訴状における請求の趣旨第4項を次のとおり拡張する。

被告らは、各原告に対し、連帯して各330万円及びこれに対する本申立書送達の日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払え

第2 請求の拡張の理由

- 1 請求の趣旨拡張にかかる各原告は、本件訴訟に先立つ仮処分及び被告宮部の所有不動産（マンション）に対する仮差押の申立人（債権者）である。

当該各仮処分および仮差押については、いずれも債権者の主張が認められ、「復刻版 全国部落調査」の出版を仮に禁止し、当該書籍に関する電子データをインターネット上でばら撒くことを仮に禁止し、「部落関係同盟関係人物一覧」の電子データをインターネット上でばら撒くことを仮に禁止し、被告宮部が所有する不動産（マンション）を仮に差押えることなどが認められた。

被告宮部はその結論を不服として保全異議、保全抗告、許可抗告及び特別抗告などの各種の不服申立て手続きを行なったが、いずれも斥けられて債権者の申立が確定している。

被告らは、請求の趣旨拡張にかかる各原告に対して特に憎悪の念を募らせ、

本件提訴後、本件訴訟の内外で様々な嫌がらせ行為を行なった。

したがって、今般、提訴後の被告らの言動を理由として請求の拡張を行う。

2 原告片岡明幸に対する行為

- (1) 被告宮部は、「部落解放同盟関係人物一覧」に一方向的に電話番号等の情報を掲載された原告らに対し、自ら電話をかけ、その経過を茶化した文章でツイッター上で報告した（甲101号証）。

被告宮部は、2016年（平成28年）4月8日のツイートで、「片岡明幸は電話帳に載っていて、実際に電話したら本人が出てきました。もちろん怒られましたが」などと記載し、被告宮部が「部落解放同盟関係人物一覧」において原告片岡の電話番号として記載されている番号に電話をしたことを認めている。同様に、被告宮部は、原告片岡以外にも原告宮瀧、原告組坂など少なくとも2名に対し、同様の行為を試みたことを自認した。

被告宮部は、当該行為をツイッターを通じインターネット上で宣伝することにより、同様に原告らに対していたずら電話などを掛ける行為を推奨した。

(2) 被告宮部は、上記仮差押に関する保全抗告審が係属中の2017年(平成29年)7月ころ、原告片岡明幸の出身地であり、現在も原告片岡明幸の親族が同地で食肉販売店を営んでいる兵庫県内の被差別部落に行き、原告片岡明幸の親族が営んでいる食肉販売店を無承諾で訪れ、かつ、その際の親族との問答と被告宮部が主張する内容を保全抗告審に関する主張書面に記載して提出し、かつ、同書面をインターネット上で公開した(甲353号証)。

同様に、被告宮部は、本訴に先立つウェブサイトからの上記各書面の仮の削除を認める仮処分に関する保全抗告審の手続中でも、同様に原告片岡明幸の親族が営んでいる食肉販売店を訪れ、その際の親族との問答と被告宮部が主張する内容を保全抗告審に関する主張書面に記載して提出し、かつ、同書面をインターネット上で公開した(甲354号証)。

(3) 被告らは、本件訴訟の第1回口頭弁論期日において原告片岡が意見陳述を行なったことに反発し、その準備書面で原告片岡に対し、当該意見陳述の内容を示しつつ「解放同盟の幹部がいかにも非常識で、異常・異様な思考をしているのか如実に示すもの」「屁理屈を並べる差別主義者である」などと記載し、同書面をインターネット上で公開した(甲102

号証)。

- (4) 本書面提出時点の同和地区 Wiki のミラーサイトの原告片岡に関する項目において、店舗所在地の住所、店舗の名称、店舗の電話番号を具体的に記載した上で当該店舗が原告片岡の「実家」である旨の記事、当該店舗の運営に関与するとして実名で2名の氏名を記載した記事が掲載されている (甲355号証)。

- (5) 被告宮部は、原告片岡作成の陳述書 (甲3号証) を原告片岡の承諾を得ることなくインターネット上で公開した (甲95号証、97号証、3号証)。

同陳述書には原告片岡の出身地の自治体名、実家の職業、現在および過去の役職、原告片岡自身が体験した部落差別などが記載されている。

3 原告西島藤彦に対する行為

- (1) 被告宮部は、原告西島作成の陳述書 (甲4号証) を原告西島の承諾を得る

ことなくインターネット上で公開した(甲95号証、98号証、甲4号証)。

同陳述書には原告西島の居住先の自治体名、現在及び過去の役職、原告西島自身が体験した部落差別などが記載されている。

(2) 被告らは、示現舎のホームページ上に「学術・研究：部落探訪(33)」

として、京都府綴喜郡内のある地域(本書面では具体的地名を記載しない)を訪問した旨の記事を掲載し、当該記事中に原告西島の家屋および所有自動車の写真を無断で掲載し

ベンツやレクサス等の高級車も見られる

などと記載した。

なお、当該記事のコメントページには「部落探訪記事は「解放同盟役員の出身地区シリーズ」が着々と進んでいますね」とのコメントが記載され、当該コメントに対して被告宮部が「いえ、たまたまです」などととぼける回答を寄せている(甲357号証)。

4 原告藤川正樹に対する行為

(1) 被告宮部は、原告藤川作成の陳述書(甲5号証)を原告藤川の承諾を得ることなくインターネット上で公開した(甲95号証、99号証、甲

5号証)。

同陳述書には原告藤川の居住先の自治体名、退職前の勤務先、現在の役職、原告藤川自身が体験した部落差別などが記載されている。

(2) 被告らは、被告ら準備書面(3)において、

「例えば、原告藤川正樹の住所がある(甲5)伊勢原市上粕谷を訪れてみたが、土地が整地されて新興住宅地の開発が始まっていた。原告藤川正樹は周囲の人間が差別されているかのように言うが、電話帳に自身の住所を掲載しながら「私も部落です」と周囲に主張すること自体が、伊勢原市上粕谷が部落であると広めているように思う」などと記載した。

(3) 被告宮部は、その「鳥取ループ」名義のツイッターで「【やってみた】

部落に転籍して部落民になる方法」などと題する記事を投稿し、「部落解放同盟によれば、本籍地に地名が部落の地名なら、「被差別部落出身者」なのだそうです。もしそうなら、誰でも簡単に「被差別出身者」になれることを証明するために、適当な部落に本籍地を移してみました」などと記載し、動画投稿サイト「you tube」に投稿した動画を貼り付けた。

当該動画では、被告宮部の戸籍謄本と思しき書面が撮影され、「本籍地」として神奈川県伊勢原市内の特定の地域名と地番が容易に視認できる形式で撮影・記録されている。

なお、本訴訟においては原告の住所等を記載した当事者目録は閲覧制限の措置がなされているが、被告らは訴訟当事者として当事者目録に記載されている原告らの住所等の情報を入手できる立場にある。

5 被告らの行為が不法行為に該当すること

被告らの上記行為のうち、本請求拡張にかかる各原告の個人的な事情に言及した陳述書が無承諾でインターネット上で公開したこと等はプライバシー権の侵害であり、原告片岡及び原告藤川に対して本訴準備書面で具体的事実を示しながら「差別主義者」「(逆に) 部落であることを広めている」などと記載することは名誉毀損に該当し、原告片岡に対してその実家が無承諾で訪問し、イタズラ電話をかけ、当該各行為の詳細をインターネット上で公開することは嫌がらせ行為として独自の不法行為を構成する。

被告らの各行為によって本請求拡張にかかる各原告が被った損害は少なく見積もっても200万円を下ることがなく、当該損害の回復のため

めに必要な弁護士費用については20万円を下ることがない（なお、拡張前の請求と同様、当該請求は損害の一部請求である）。

よって、本請求の拡張に及ぶ次第である。

第3 事情

本請求拡張にかかる各原告のうち、原告藤川は訴訟係属中に死亡しているが、同人の相続人において訴訟承継の手続が取られているところである。

以上